

平成28年(ワ)第12785, 17680, 28219, 平成29年(ワ)32358号

平成30年(ワ)第34522号 損害賠償等請求事件

本訴原告(反訴被告) 部落解放同盟 外248名

本訴被告(反訴原告) 示現舎合同会社 外2名

準備書面(11)

令和2年2月3日

東京地方裁判所民事第13部合B係 御中

本訴被告(反訴原告)	示現舎合同会社
上記代表者代表社員	宮部 龍彦
本訴被告(反訴原告)	宮部 龍彦
本訴被告(反訴原告)	三品 純

第1 被告準備書面(9)の訂正

被告準備書面(9) 第3「原告準備書面(10)に対する反論」を次のとおり改める。

- 1 第2「被告らの行為により名誉権・プライバシー権・差別されない権利等の人格権が侵害されていることは明白であること

(1) 第2 1「問題状況の整理」について

被告宮部が『全国部落調査』のデータをインターネットでばらまいたことは認めるが、被告らが「部落解放同盟関係人物一覧」データをばらまいた事実はない。

その他の点については争う。

- (2) 第2 2(1)「原告らの本籍・住所地・居住する地区名などを知っている第三者は多数存在する」

「本籍」については多数の第三者が知っているとは考えづらいので、その点は争う。

その余については、そもそも原告らの多くは自ら電話帳やその他の書籍やインターネット等で住所や居住地域を公にしているのであるから、特に争わない。

- (3) 第2 2(2)「既に原告らの本籍・住所地・居住する地区名などを知っている第三者の存在を前提とした場合の権利侵害性は明白であること」について全てについて争う。理由は次のとおりである。

ア 本籍地には特段意味はなく、どこにでも移せること

本籍は戸籍を管理する市区町村以上の意味は持たず、そこに特別な意味を見出すことがナンセンスである。むしろ、原告らは本籍地を根拠に自らが部落出身だと主張しており、本籍地について誤った考えを持っている。原告らは、本籍地はどこにでも簡単に移せるもので、ましてや部落出身とは無関係という客観的事実を頑なに認めようとしなない。むしろ、原告らこそが部落出身者の籍に入れれば部落出身者になるという誤った風評の発信源の1つとなっている。

それを証明するために、被告宮部は令和元年10月18日に神奈川県伊勢原市役所に出向いて、自身が部落出身で部落在住だと主張していた原告藤川正樹の住所地である神奈川県伊勢原市上粕屋 1540 に転籍した(乙561)。必要なのは戸籍の全部事項証明書と転籍届と筆頭者と配偶者の印鑑だけであった。

イ 住所から部落民を判別することは出来ず、移転の自由があること

住所についても、居住地という以上の意味はない。

もとより、国民は憲法により居住移転の自由が保証されているのだ

から、原告らのように、特定の地域に居住していることが分かるだけで権利が侵害されるといった異常で異様な考えを持つ者は、引越せばよいのである。また、引越さないにしても「ここは部落ではない」「自分は部落民ではない」と主張しても嘘をつくことにはならないし、何ら法律上の不利益はないはずである。

もともと、同和地区指定されている地域であれば、大阪市のように原告らの関連団体により同和地区の区域までが明らかにされている例がある(乙20)。また、同和対策の公営住宅や改良住宅の存在により、電話帳や住宅地図で行政により同和関係者と認定された人の名前や住所を事実上確認できる地域もある。このような現実がありながら、同和地区に住み続けている人が多いのが実情であり、単に住所が同和地区だから権利が侵害されるといった考え方が浸透しているとは考えづらい。

また、『全国部落調査』に記載された地名の範囲と部落の範囲が一致することは稀であり、『全国部落調査』に記載された地名からだちに誰が部落の居住者か分かるものではない。

(4) 第2 (3)「参考となる判例について」について

争う。

原告らが示した判例は、いずれも特定の個人についての記述を問題にしたものである。しかし、部落の地名はそもそも人ではなく土地に対するもので、少なくとも個人に関するものではなく、不特定多数に結びつけるにしても、その範囲は不明確である。

そのような漠然とした情報までも個人のプライバシー権により保護されるべきものと解釈すれば、特定の地域の同和事業の問題について公言する

ことさえ出来なくなる。また、近世において穢多が政策的に特定の宗派の門徒にされたと考えられる地域があり(例えば旧鳥取藩における真宗大谷派等)、そのような知識があれば墓地を調べることで先祖が賤民であったと推定される家系を判別することができるのであるから、歴史研究さえまならなくなる。

例えば、被告宮部は最近ツイッターで、伊賀市八幡町で公営住宅の駐車場の使用料が地元解放同盟の収入になっていること(乙576)、八幡町市民館では地元の解放同盟員だけが嘱託職員として雇用されていることを指摘したら、「あんまり調子こいだと、また、「裁判所から来ました」ってならんように気をつけてやあ！」と脅された(乙577)。

被告らに限らず、特定地域の同和事業について不適切な実態を告発した者が、具体的な地域を特定したことで言いがかりを付けられて、言論を封じられていることは想像に難くない。ここまでくると、プライバシー権の濫用である。

(5) 第2 (4)「結論」について

争う。

2 第3 「情報を知らない第三者との関係においても被告らの行為により原告らのプライバシー権等の侵害が生じていること」について。

(1) 第3 1「現在でも日常的な「本籍」の開示」について

争う。

原告らはインターネット上の情報を根拠としているが、顕著な事実として、インターネット上では有象無象の様々な情報が流通しているので、単にウェブサイトには書かれているというだけで真実と認めることはできない。原告らはインターネット上で流通している情報を鵜呑みにしているだけで、それが

事実であるか、現実にどれだけ起こっているのか全く検証していない。

また、被告らが再三主張している通り、客観的に検証可能な明確な事実として、現在の戸籍制度では本籍地はほとんど意味を持たず、誰でもどこにでも移転可能であるし、ましてや部落出身とは結びつかない。その事実を頑なに無視し、誤った風評に便乗している原告らの態度こそが部落に対する偏見を助長している。

(2) 第3 2「今なお続く身元調査」について

原告らの主張が具体的に本件とどのような関係があるのか不明である。

原告らの主張によれば、探偵業者の仕事のほとんどは浮気調査ということであるし、結婚相手の身元調査依頼についてはその具体的な内容が不明である。

(3) 第3 3「情報提供により戸籍情報は個人をめぐる相当な広範囲に把握されていること」

争う。

「上記のような情報提供」には根拠がないか、本件との関係が不明であるし。表題と内容が矛盾している。原告らはむしろ、10年以上前から戸籍情報公開要件が厳格化されて、広範囲に把握されなくなっているという事実を説明しているものである。

3 第4「まとめ」について

争う。

第2 原告準備書面(15)に対する反論

全てについて争う。理由は次のとおりである。

1 「部落出身者」であること等は「機微情報」とは言えない

原告らは「第1 被告らの主張の誤り」で「本人の了解を得ずに本人の機微情報にわたるプライバシーを暴露する」云々と述べていることから、「部落出身者」であることないしは部落解放同盟の役職にあることを「機微情報」とであると主張しているようであるが、次の理由から「部落出身者」等は機微情報ではない。

(1) 個人情報保護法および施行令によれば「部落出身者」は要配慮個人情報とされていない

個人情報保護法では「機微情報」という用語は用いられておらず、代わりに「要配慮個人情報」という用語が用いられており、何が要配慮個人情報に該当するかは政令で定めるとしている。

そして、個人情報保護法施行令第2条で定められている要配慮個人情報に、「部落出身者」に相当するものは存在しない。

つまり、個人情報保護法および施行令の制定の過程で、国は「部落出身者」を機微情報であると法令に明示する根拠を見出だせなかったということである。

(2) 部落解放運動においても同和対策事業においても、「部落出身者」を秘密にするという考え方はない

被告らは既に述べてきており、原告らも認める通り、部落解放運動は水平社宣言にある「エタであることを誇る」ということが出発点であり、当初から「部落出身者」を隠すという発想がない。

被告らが既に多くの証拠を提出している通り、部落解放運動や同和対策事業に関連する出版物に部落ないしは同和地区の地名や位置が列挙されている例は多数存在する。

また、後述する通り同和対策事業においては実質的には「部落出身者」と同様の意味の「同和関係者」を事業対象者として認定し、顕著な例では

同和対策の公営住宅の設置により、誰が同和関係者か公然となるような状況が生み出された。

(3) そもそも「部落出身者」とは何なのか、社会的な共通認識が存在しない

これまで被告らが述べてきた通り、部落の起源は何なのか学説が変遷している。

いずれにしても近世では血統によるものであったことが明らかであるが、同和事業において法律上は血統ではなく地域によって判断されていた。そして、実際の運用上は「属地属人主義」が取られたが、それも地域によってまちまちであった。

また、大阪市の西成地区のように明らかに近世の被差別身分とは無関係な地域が同和地区指定され、そこでは行政によって「同和関係者」が認定されたが、それが歴史学的な意味での「部落出身者」とは言い難い。

原告らは自らが「部落出身者」と主張する根拠を現在または過去の本籍地ないしは住所地としているが、本籍地は自由に変更可能であり、また居住移転も自由である。そのような事を根拠に「部落出身者」と判断されるのであれば、誰でも自ら選択して「部落出身者」になれるということになってしまい常識的に受け入れがたいことであるし、そもそもどこが部落で誰が部落民かという議論自体がタブーとなっており、国民の間で共通した認識があるとはとても言えない。

そのような状況で「部落出身者」を判別できるような情報を規制しても、そもそも「部落出身者」とは何なのか、何をもって「部落出身者」を判別できる情報と言えるのか共通認識がないため、不法行為の有無を客観的に判断することが不可能である。

2 本件は「自己情報コントロール権」と無関係である

「第2 プライバシー権と自己に関する情報」で原告らはプライバシー権と自己情報コントロール権について主張しているが、その中には誤った主張があり、なおかつ本件には当てはまらないものである。理由は次の通りである。

(1) 我が国の法体系で「自己情報コントロール権」が確立しているとは言えない
憲法学説上ではプライバシー権について自己情報コントロール権説が主流であるが、それに対しては根強い批判があるのが実情である。

また原告らは個人情報保護法および行政機関個人情報保護法が「プライバシー権の核心を「自己情報コントロール権」としてとらえることを前提とするものと解されている」と主張するが、個人情報保護法および行政機関個人情報保護法の立法者はそれを否定している。(乙578)

(2) 「自己情報コントロール権」には、本人が自ら公開した情報までもコントロールする権利は含まれない

そもそも、個人情報保護法制は個人情報の活用を前提としており、個人情報の無断取得を禁じていない。事後的に個人情報の訂正、利用停止の請求をする権利を認めているが、それらの手続きを踏むことなく、不意打ち的に損害賠償を請求することができるというものではない。

要配慮個人情報に該当するものでさえ、本人が自ら公開した情報については無断利用を禁じていない。

例えば、個人情報保護法第17条2項5号によれば、本人により公開されている情報は、要配慮個人情報であっても本人の同意を得ず取得できるとされている。

EU 一般データ保護規則(GDPR)でさえ、9条第2項(e)で、本人によって公開された情報は要配慮個人情報であっても特別な保護はされない旨の定めがある。(乙579)

(3) 「第2 4 (1) ネットの電話帳事件」について

原告らは、既に公開された情報に対して権利侵害は認められないという主張に反論するために「第2 4 (1) ネットの電話帳事件」を引き合いに出しているが、これは紙の出版物である電話帳に掲載された情報をインターネットに掲載することの是非が争われたものである。後述する通り、「部落解放同盟関係人物一覧」に掲載された情報のうち、少なくとも氏名と役職のほとんどは インターネット上に 原告ら本人あるいは関係団体によって公開されているものである。

また、「ネットの電話帳事件」は2017年11月16日に大阪高裁によって判決されたものであるが、その後2019年1月1日に改正著作権法が施行されたことから、当時と事情が変わっている。

「ネットの電話帳事件」は言ってみれば「紙とネットは違う」という考え方をベースとしており、本件弁論準備手続でも裁判官が同様の考えを漏らしていたが、現時点では明らかにその考えは成り立たない。

改正著作権法第47条の5により、インターネット検索サービスの適用範囲が拡大され、インターネット上の情報のみならず、紙の書籍に対しても検索サービスを提供することが認められるようになった。これは、結局のところ「グーグルブックス」のようなサービスを追認したものである。

「グーグルブックス」では例えば官報も一部が検索可能になっており、民事再生や破産、帰化に係る個人情報も検索可能で、検索可能な内容は日々広がっている。「紙とネットは違う」「書籍で公開された情報でもインターネット上で公開するのはプライバシー権の侵害だ」という考え方で、なおかつ不意打ち的にインターネット事業者に損害賠償が求められるのであれば、事業者が改正著作権法に沿った検索サービスを提供することは不可

能である。

現在は電子書籍が急速に普及し、それらは有料無料を問わずインターネットで流通しているが、紙ベースのものと電子化されたもので、その内容に対して別々の基準で評価することは、不合理である。

紙とネットの境界をなくしていくことが立法者の意思であり、現実もそうなりつつあることから、いつまでも裁判所が「紙とネットは違う」という解釈をしていけば、従来は紙ベースで行われていた情報の流通や事務作業の電子化が阻害され、日本のIT事業者は諸外国から立ち遅れることになる。

そのような事情があるため、「ネットの電話帳事件」の判決はもはや規範性がない。

3 原告らに「アウティング」による損害は生じていない

原告らは「第3 「アウティング」によって原告らに生じた損害」で「アウティング」による損害が生じた旨を主張しているが、次の通り反論する。

(1) 「部落解放同盟関係人物一覧」は原告らが「カミングアウト」した後に作られている

御庁に別途提出する「一覧表(被告)」で示した通り、「部落解放同盟関係人物一覧」に掲載された個人名・役職のほとんどはウェブ版の解放新聞、市民団体がウェブで公開した署名簿等、インターネットで公開されているものである。公開の態様から見ても、それらは本人自らあるいは本人の了解のもとに公開されていると見るのが自然である。インターネット上の情報は変化するので、現在の被告らの調査でインターネット上への掲載が確認できなかった情報も、「部落解放同盟関係人物一覧」が作成された時期には掲載されていた可能性が高い。

また、住所や電話番号についても、ほとんどは電話帳に掲載されている

ものと考えられる。

そのため、「部落解放同盟関係人物一覧」は原告らの権利を侵害するものとは言えないし、少なくとも被告らが直ちに原告らの権利を侵害するものと認識して削除の措置を取ることはできなかった。

(2) 「部落解放同盟関係人物一覧」は「アウトティング」にはあたらない

原告らは「第1 被告らの主張の誤り」で、本人の了解を得ずに機微情報を暴露する「アウトティング」を、自ら開示する「カミングアウト」は違うと主張する。確かに、公然になっていない情報を初めて開示する場合はその論は成り立ち得るが、本人が「カミングアウト」し、公然となった情報を後で第三者が改めて開示することを「アウトティング」とは言い難い。

本人が言っていることを、他人が言ったから権利侵害だと言い出すことは、常人の感覚からすれば不意打ちのようなものである。

裏社会について取材を続けてきた作家の草下シンヤ氏は、暴力団が「自らヤクザと言うのと、他人がヤクザと言うのは違う」という論理で相手の揚げ足を取る手法を紹介している。原告らの主張を認めることは、暴力団による恐喝の手法にお墨付きを与えることに等しい(乙580)。

(3) 過去の事件や規制は本件とは異なるものである

原告らが「3 アウトティングによって生じる多大な損害」の事例として示した「一橋大学法科大学院事件」「性同一性障害暴露事件」は公にされていなかった情報を、第三者が初めて明かした事例であって、なおかつ部落問題とは異なり、本件とは無関係なものである。

「3 アウトティングに対する規制の例」で示した事例についても、いずれも部落問題とは全く無関係なものである。

(4) 部落問題における「アウトティング」は原告解放同盟や同和行政によって行

われてきたこと

原告らは「2 (3) 部落問題について」「4 個人情報公表されたという結果から見ることの決定的な誤謬」で、部落民に対する「アウティング」が探偵業者等により行われ、部落解放運動団体は「カミングアウト」を目指してきたかのように説明しているが、現実とは全く異なる。

原告宮部は鳥取市立美和小学校で平成2年に小学5年生の児童がクラスメートの前で部落出身であると発表したのは、本人の意志に反して強制的に行われたものと認識しており、隣の校区の鳥取市立倉田小学校でも同様の事が行われたものと認識している。

仮に本人の意思によるものだとしても、同和地区の児童が1人でも「カミングアウト」すれば、教師や児童は誰がどの登校班に属するか知っているのだから、同じ登校班の児童は同和地区の住民だと分かってしまい、「カミングアウト」と「アウティング」には実質的な違いがない。

同様の事例は全国各地に存在し、著しいものは高知市立一ツ橋小学校の事例で、部落解放同盟高知市連絡協議会が一ツ橋小学校の教師に対して、自ら部落民と明かすことを強要した(乙581)。

また、同和対策で作られた公営住宅は、行政が直接あるいは間接的に同和関係者と認定した者だけを入居させていたのだから、住環境の改善措置を受けるためには、本人の意思に関わらず、自らが部落民と公にしなければならなかった。現在でも当時の公営住宅が多数残っており、一般公募がされても、事実上は住宅の住人は同和関係者であるという状態になっている。

「部落民は、長年にわたってアウティングの被害を受け続けてきた」と原告らは言うが、そうであるとすれば、原告解放同盟が組織を拡大するため、

地方自治体が同和行政によって中央から予算を引き出すために、同和地区関係者にアウトティングを強要してきたことが、実際の歴史である。

無論、原告らがアウトティングを強要してきたから、アウトティングをすることが正当化されると言いたいのではない。前述の通り被告らがアウトティングをした事実はないし、「部落解放同盟関係人物一覧」は何らかの情報を新たに暴露したものではないからアウトティングにはあたらない。

後述する通り、部落解放同盟や同和行政がアウトティングを行ってきた歴史があるから、より「部落解放同盟関係人物一覧」が政治的風刺としての効果を持ち、原告らの感情を害していると考えられるのである。

だからと言って、解放同盟の関係者の氏名を収集して列挙することは奇異に見えるかも知れないが、市民団体によりインターネットで公開されている署名簿(乙582、583)には、解放同盟関係者の氏名と支部が列挙されたものがあり、同様の物が存在し、公開されることは、部落解放運動をはじめとする市民運動ではありふれたことである。

4 部落の地名は個人のプライバシー権とは無関係であること

原告らは「第2 5(2)「全国部落調査」について」で、あたかも部落の地名がプライバシー権の侵害につながるような主張をしているが、失当である、理由は以下の通りである。

(1) 字単位の地名が個人のプライバシーであるとした判例は存在しないこと

「全国部落調査」に掲載されている地名は大字ないしは小字あるいは一定範囲の地域の俗称であり、個人ではなく土地を指すものである。

原告らが取り上げている「宴のあと」事件等の判例は、個人の情報に関するものである。

人間ですらない土地の地名を個人のプライバシーと解釈することは論理

の飛躍であり、このような解釈を認めるなら、不当にプライバシーの解釈が広げられてしまい、地域についての研究や報道までもプライバシーとして配慮しなければならないことになり、国民の学問の自由や表現の自由を著しく侵害する。

仮に、部落の地名に限って個人のプライバシーと解釈するのであれば、それこそ部落を特別視する、異常で異様な考え方である。

(2) 地名と個人のプライバシーとの関係が不明確であること

地名を個人のプライバシーであると解釈するにしても、どのような地名が、どのような個人に結びつくのか不明確である。

例えば地名には集落の俗称、小字、大字、市区町村名、都道府県名といったものが考えられるが、後者になるほどその範囲は広くなるし、小字・大字であってもその大きさにはばらつきがあるし、どこまで個人のプライバシーと結びつくのか明確でない。少なくとも、何千人が居住しているような行政区域名や、市区町村名まで個人のプライバシーに結びつけるのは、受け入れがたい考えである。

また、その地名に現住する人を指すのか、過去に居住した人を指すのか、今後居住する人も含めるのかによって際限なく関係者が広がってしまう。原告らは住所よりもっと簡単に移転できる本籍地を根拠としているし、さらには親戚の出身地だからと言った主張までしている。

さらに、原告らは自らが部落出身者であることを根拠に、自身とは何の関係もない地名の公表まで禁じようとしている。

ここまでくると、部落の地名を公言した者に対しては、誰でもプライバシー侵害だと言いがかりをつけることができ、対応を拒否すれば、訴訟対応で大変な負担を強いられることになる。これを認めることは、まさに、司法がエ

セ同和行為にお墨付きを与えるようなものである。

(3) 「全国部落調査」によって部落出身者を判別することはできないこと

「全国部落調査」がどのような経緯で作られ、どのような基準で地名が掲載されたのかは未解明な部分があり、少なくとも掲載された地名の全てに歴史学的な意味での部落が存在するわけではないことは分かっている。また、大多数の地名は、その地名の地域全体が部落であるということはない。

もとより、部落の範囲は曖昧なものである。原告北口末廣はそのことを認識しており、令和元年11月9日に朝日町保健福祉センターで個人の本籍地が同和地区かどうか調査した経験を披露し、その場所の3分の1が同和地区で3分の2が同和地区でなく、結局はつきりしなかった旨を語っている。

(乙575の1, 575の2)

なお、本籍地をもとに部落民を属地的に識別しようとした北口末廣の調査は歴史学的にも地理学的にも杜撰なものである。その地域での賤民の歴史、先祖の名字、職業、宗派、どの寺の門徒であったかといったことまで多角的に調べてこそ確度の高い特定が可能なものであり、それでも100%確定できることは極めて少なく、せいぜい推定されるというまでに留まる。

(4) 「全国部落調査」を権利侵害として訴えているのは実質的に原告ら以外にいないこと

本件訴訟が提起されて既に約4年が経過している。「全国部落調査」に掲載された地域の住民や関係者は全国に数百万人単位で存在すると考えられるのに、被告らは原告ら以外から訴訟を提起されたり、損害賠償を請求されたりしたことはない。また、原告解放同盟の他にも部落解放運動団体は複数存在するのに、どこからも訴えられていない。

一方で、原告らはそもそもの成り立ちから部落を特定して、それらの部落

を拠点として多くの場合は部落の地名を冠した支部を結成して組織を拡大してきたのであるし、現在でも「カミングアウト」と称して機関紙等に部落の地名を掲載する行為を繰り返している。

前述の通り、原告北口末広は地方公共団体や地元住民の協力のもとに、特定の場所が同和地区にあたるかどうか調査する行為までしている。

実質的に部落の地名の公表を問題としているのは原告らだけなのであるから、前述のような原告らの行為に対して訴訟が提起されるリスクは全くない。

これらの事実は「全国部落調査」がプライバシー権侵害であるとの原告らの主張は、完全に政治的な意図によるものであり、実質的に部落民をプライバシー侵害から救済しようというものではない。

被告らは当初から述べてきている通り、原告らは部落問題についての情報と議論を原告らのみで独占しようとしている。「全国部落調査」の出版を差し止める行為は、国民の学問の自由、表現の自由に対する重大な人権侵害である。

(5) 「自己コントロール権説」ではもはや説明不可能であること

前述の通り、原告らはプライバシー権について「自己コントロール権説」を持ち出しているが、それを部落の地名に適用すれば、部落の地名をコントロールできる主体があつて、情報を隠すか公開するかを決める権利があるということになる。

しかし、部落の地名は明らかに複数の個人に結びつくので、個々の判断が矛盾した場合は、誰もコントロールできないということになる。

つまり、部落の地名のように個人に結びつかないものに関するプライバシー権を、自己コントロール権説で説明することは不可能である。

第3 内田龍史意見書(甲359)について

- 1 内田龍史は原告らの利害関係者であり、客観的な立場ではない。

「経歴・研究業績等」には書かれていないが、内田龍史は2006年4月から、原告解放同盟の関係団体である社団法人部落解放・人権研究所の研究員であることを自らのウェブサイトに掲載している(乙584)。従って、内田龍史は原告らを擁護する立場にあり、客観的な研究者ではない。

- 2 「インターネット上における部落イメージの一例」はむしろ内田龍史のやり方が部落に対する偏見を助長している証拠である

内田龍史が監修したインターネットテレビ番組を取り上げたニュースに、否定的なコメントが多数ついて、しかもそれらが支持されたのは、内田龍史が考えるような部落問題についての教育や啓発のやり方が、むしろ部落問題に対する否定的な感情を広めている証拠である。

「えせ同和行為」と、その原因である「同和はこわい」「ヤクザが多い」というイメージは、被告らが述べてきた通り、原告らが発信源である。

例えば、原価はおそらく数百円程度で、制作にさして費用もかからない、原告川口泰司が出演する30分の講演ビデオが5万円(税別)という法外な値段で売られている(乙140)。これが実際に行政によって買われているのだからまさに内田龍史が書いているように「行政や企業に対して高額な書籍の購入や、寄付金などを要求する行動」と見られても仕方がない。

ヤクザが多いというイメージについても、原告近藤登志一が取材を受けたBBCの記事に、米国人ジャーナリスト、ジェイク・エーデルスタイン氏による推計として「暴力団組員の約3分の1は被差別部落の出身者だ」とはっきりと書かれてしまっている(乙245)。そして、実際に同和対策事業が行われていた時代に、

多くの暴力団関係者が部落解放同盟大阪府連合会の支部長におさまっていたことが指摘されている(乙178)。なお、原告らの言説によれば、本籍や過去の住所が部落にあれば部落出身者なのだから、部落出身者が暴力団になったのか、暴力団が適当な部落に本籍や住所を移して部落出身者になったのかは定かではない(なお、元部落解放同盟岐阜県連合会委員長の石井輝男は後者であったことが確認されている)。

他にも部落解放運動や同和行政に関連して、多くの不正が行われ不適切な実態があるのは事実なのだから、そのことから目をそむけて、一般国民の多くが部落差別をしているような言い方をすれば、反感を持たれて当然である。

内田龍史は特別対策の根拠となった特措法が期限切れになって20年近く経過しているから、特別対策はもうない旨を説明しているが、内田龍史の無知、無学によるものである。同和地区への特別対策は特措法だけによって行われたものではなく、現在も北海道を除けば事実上同和地区に限って設置されている隣保館は、地方改善事業として特措法制定前から行われてきた同和地区への特別対策で、現在も続いているものである。

他にも、同和対策で作られた公営住宅が、未だ解放同盟等の同和団体の推薦がなければ入れなくなっている事例があり、特措法が終わったからと言って全ての特別対策が終わったわけではない。また、法律がなくとも地方公共団体等が独自に特別対策を行うことは可能で、実際に現在でも行われている事例がある。

また、否定的なコメントは全て部落解放運動や同和行政に対するものであるのに、内田龍史は部落そのものに対するものであるかのように誤った解釈をしている。行政や運動に対する批判を、あたかも部落差別そのものであるかのように混同させる態度が部落問題についての議論を萎縮させ、人々に部落問題

に対する嫌悪感を抱かせている。その結果として、あのような否定的なコメントにつながっていると、気づくべきである。

3 部落問題についての調査等は参考にならない

部落(同和)問題について、様々な調査が行われているが、それらのほとんどはあまり参考にならないものである。理由は次の通りである。

(1) 部落とは何で部落民とは誰なのか社会の共通認識がない

皮肉にも本件や本件に関連する裁判所の仮処分自体が証明している通り、部落の場所は秘密とされている。そのため、様々な部落についてその実態を知り、正しく問題を理解している人は、極めて限られると考えられる。また、そもそも部落とは何なのか、部落民とは誰なのか社会的な共通認識が存在しない。

世論調査や意識調査は、社会全体で正しい情報と共通認識が共有されてこそ意味があるもので、絶対的に知識が不足している状態では意味がない。

調査に答えている人々は、都市スラムのように経済的に低位で生活環境も荒れた部落や、同和行政にからむ利権にまみれた部落、運動団体がいわゆるゼッケン登校や学校で子供に部落民宣言を強要するといったような、極端な(とは言っても、そのような部落は実在したのだが)部落を念頭に答えている可能性が高い。もしそうであれば、そのような部落には住みたくないし、住民とも関わりたくないというのは、自然な考え方である。

また、実在する部落ではなく、単に想像上の部落について回答している可能性もある。

これが何を意味するのか分かりやすい事例を説明すると、作家の上原善広氏が「韓国の路地を旅する」(乙585)で、韓国人に対して「白丁(朝鮮の

被差別身分)と結婚するか？」と質問すると、一様に結婚しない、させないという答えが返ってきたと書いている。しかし、現実には今の韓国では誰が白丁の子孫か知る手段がないので、全く意味がない。想像上の白丁に対して差別をしているのである。

つまり、日本において意識調査の上で出てくる部落差別というものの大部分も、想像上の部落に対するものに過ぎず、全く無意味なものである可能性が高い。

後述するように、おそらく大多数の部落民はそもそも部落民と認識することさえ出来ず、人々の想像とは違うものである。

従って、そもそも結婚相手が部落民だと分かるという状況が特殊である上、意識調査が実際に部落民に直面した時の行動を反映するとは考えられない。

- (2) 部落について原告解放同盟の関係者や行政によって間違っただ情報が流布され、重要な情報が隠蔽されている

例えば、社団法人部落解放・人権研究所の前理事長であり、近畿大学教授の奥田均は、滋賀県栗東市が主催する講演会で、京都の同和地区に住むと子々孫々まで差別されるといった旨の、極めて差別的で間違っただ内容の講演を行っていた(乙586の1、586の2)。

現実には、京都市内の同和地区では例えば崇仁地区に大学が誘致されて再開発される予定で、久世地区ではまさに部落のど真ん中で建売住宅が販売され、よそから多くの住民が流入している等、未来永劫同和地区とみなされるとは言い難い状況にある。

被告宮部は「全国部落調査」に掲載されたなるべく多くの部落を訪れて再調査し記録する活動を続けているが、部落解放運動団体が組織されず、

同和行政も行われず、当該地区の住民も周囲の住民も「被差別部落」とは認識していない部落も数多くあることを確認している。

現実に部落差別が完全に解消された部落は多数存在し、その部落の住民と関わったからと言ってそもそも「部落民」とであると認識しようがないし、歴史的な研究から賤民の子孫だと分かっていても、それが差別に結びつくことは到底想像できないような状況である。

個人を部落民と意識しないとイケないような状況というのは、その部落で部落解放運動や同和行政が活発であるような場合で、ほとんど現在進行系で作為的にそのような状況が生み出されている場合である。それは、単に部落民ということではなくて、別の要因も絡み合っている。当然、そのような地域でも全員が自分は部落民だと信じているわけではないし、全員が部落民だと他人に意識させるような言動をするわけではない。

「全国部落調査」を研究してこそ解明されるこれらの事実は、ごく一部の国民の間にしか知られていないと考えられ、これらの正しい事実を広めようとしても、原告解放同盟、法務省等による執拗な妨害を受けている。

(3) 同和地区というくくりで調査をすることは雑である

部落ないし同和地区の状況は地区ごとに違ふし、歴史的には部落であっても同和地区として指定されていないこともあるし、逆に歴史的には部落でも何でもない場所が同和地区として扱われていることがある。当然、1つの地区内でも個人個人で事情は違ふし、誰を同和関係者として扱うかも明確な基準がない。そのため、同和地区の実態調査や、夫婦のどちらが同和地区の生まれかといった調査も信憑性が低い。地方公共団体は、例えば部落出身者を判断する基準として同和対策の対象者の名簿といったものを用いているので、裕福で同和対策を受ける必要がない人は調査対象か

ら外され、そのために部落は未だに経済的に低位に置かれているといった結果が出ることが多い。

また、現在では実態として問題が見られない部落が多い一方、問題を抱えた部落が多いのもまた事実である。同和事業のやり方が不適切であったため、例えば北九州市の楠橋のように老朽化した改良住宅が立ち並び、異様な光景となっている部落がある。八尾市の西郡地区のように、部落解放運動団体が市の施設である診療所の待合室の一部を事務所のように使っている、異常な実態が目につく地区もある。また、最近では伊賀市八幡町の公営住宅の駐車場が自治会と解放同盟支部による組合に極端に安い使用料で貸し出されており、住民から駐車場の使用料を徴収して不適切な収益を得ているという事例も報告されている(乙576)。

そういった不適切な実態がある部落が忌避されるのは仕方のないことだが、同和地区という大雑把なくくりで調査をすると、そのような個別の事情が見えてこない。本来、一部の出来事を同和地区全体のことのように見るのは偏見そのものだが、内田龍史の意見書に掲載されている調査には、そのような偏見を助長しないようにするための配慮が全く無く、調査自体が雑であるだけでなく、むしろ部落差別を助長するものである。

(4) あり得ないことを目標としている

意見書の18ページには「部落差別による結婚差別が生じない社会は、「問題にしない」を選択した人が100%になる社会である」と書かれているが、あり得ないことである。前述した通り、実態として問題を抱えている部落は存在しているし、同和行政に係る不正は度々発覚している。そして、内田龍史も認める通り「えせ同和」のような行為が存在することも事実であり、実際に部落民を自称する者からそのような被害を受ければ、結婚を含め付

き合いたくないと思う人が出るのも仕方のないことである。

そうでなくとも、精神に異常をきたす人や、陰謀論を振りまいたり疑似科学を信じたりするような人や、犯罪をする人がなくなることから分かる通り、人間の行動や意思が100%統一されることは絶対にあり得ないことである。

内田龍史は人間をまるで工業製品かのように考えており、人権問題を研究する者としては完全に失格であるし、絶対にありえない目標を掲げることも学者としてあるまじきことである。従って、内田龍史は肩書だけあるのみで、実質的には学識経験者とは言えず、その意見書も信頼に値しないものである。

以上